

I C Tサービス安心・安全研究会  
個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG  
(第3回会合 議事要旨)

平成27年3月2日

1 日時 平成27年3月2日(月) 13:30～15:30

2 場所 総務省8階 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

新美構成員(主査)、宇賀構成員(主査代理)、大谷構成員、太田構成員、川出構成員、木村構成員、桑子構成員、小林構成員、佐伯構成員、宍戸構成員、林構成員、長田構成員、森構成員

(欠席:新保構成員)

○オブザーバー等

日本インターネットプロバイダー協会(木村氏)、電気通信事業者協会(古賀氏、高田氏、松井氏)、テレコムサービス協会(丸橋氏、三膳氏)、日本ケーブルテレビ連盟(山本氏)、全国携帯電話販売代理店協会(直田氏)、日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議(小山氏)、日本マイクロソフト(久保田氏)、ヤフー(別所氏)、グーグル(李氏)、情報通信総合研究所(小向氏)、警察庁刑事局(森内捜査支援分析管理官)、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(横澤田参事官補佐)、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室(長窪課長補佐)、経済産業省商務情報政策局情報経済課(角田課長補佐)

○総務省

吉田電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、吉田消費者行政課長、飯倉電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、戸取消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職、柘植消費者行政課専門職

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

(1) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の見直しについて

(2) インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いの在り方について

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題

ア 捜査機関による GPS 位置情報の利用に関し、その取得要件と問題点について、警察庁から説明があった。

○自由討議

・ 検証令状を根拠として、携帯電話事業者が GPS 位置情報を取得することが認められているという解釈でよいか。

← 然り。捜査機関が GPS 位置情報を取得する法的な根拠は刑事訴訟法 218 条第 1 項に基づく検証であり、携帯電話事業者による GPS 位置情報の取得についても検証許可状に基づく処分及び必要な処分として説明できるものと考えている。

・ GPS 位置情報を取得する期間や頻度を限定する運用を考えているということだが、常時監視あるいは長時間継続的な監視には当たらないといえるのか。

← 捜査上、携帯電話端末の位置情報を絞り込むために必要な範囲で行うものと考えており、実務的にも継続的に位置情報の取得を行うことはかなり困難であり、また、継続的に位置情報を把握することにあまり意味はないと考えている。いずれにしても、裁判官が被疑者等のプライバシー侵害の程度と、捜査により得られる公益の程度を審査した上で令状を発付されるものと承知しており、その範囲で実施をしていきたいと考えている。

・ GPS 位置情報を活用した捜査手法について令状発付以外にチェックする方法が用意されているのか。

← 一般的な事件捜査は密行性の原則のもと、捜査の内容が外部に漏れることないように細心の注意を払って行われるべきものであるため、検証令状執行後に通知するということは、現時点で考えていない。なお、GPS 位置情報の取得については、あくまでも携帯電話の位置情報を取得するに過ぎず、現状の実態では誤差ということもかなりいろいろあり、そういう意味ではまだ通話内容等と比較して、プライバシー侵害の程度も格段に低いものではないかと考えている。

・ GPS 位置情報を捜査に利用するために特別な規定を設けたにもかかわらず、事実上捜査に利用できない事態が生じているというのは不合理であり、見直しの必要があると思う。

・ 結論としては、ガイドライン 26 条 3 項の「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件を削除するという提案に賛成する。

・ 特定の捜査処分を行ったことを、処分の対象者に事後的に通知するという仕組みは、刑事訴訟法や通信傍受法にも存在する。しかし、そこでは、捜査に支障が生じる場合は通知しなくてよいとか、捜査への支障が解消された時点で通知すればよいということになっており、そうした考慮をすることなく一律に相手方に通知するという制度は、刑事法の観点からは合理性を持たないと思う。

・ 他方で、現在のガイドラインでは、GPS 位置情報が取得されていることを利用者が知ることができることが要件になっているわけであるから、それを削除するというのであれば、そもそも、現行規定の趣旨が何であったかを考えたうえで、削除しても問題はないことを

示す必要がある。

現行規定において、位置情報が取得されていることを利用者が知ることができることを要件としたのは、位置情報がプライバシーに関わる情報の中でも保護の必要性が高いものであることを前提に、ガイドライン26条2項の「利用者の権利が不当に侵害されることを防止するための必要な措置」の1つとして位置づけたということだったようである。

問題は、いかなる意味で、通知が、利用者の権利の不当な侵害を防止するための措置となりうるのかである。事後的に通知を受けたとしても位置情報の取得に伴う権利侵害そのものがなくなるわけではないから、通知の趣旨としては、それによって、利用者が不当な位置情報の取得に対して不服を申し立てることができるようにするという点が考えられる。しかし、先ほど指摘があったように、位置情報の取得は、検証として行われることになるが、現行刑法では、検証に対して不服申立てを行うことが認められていないので、そもそも、その前提が成り立たず、先の点を通知の趣旨とすることはできないと考えられる。また、通信傍受の合憲性が問題となった裁判において、最高裁は事後通知なしで、かつ不服申立て手段がなかったとしても、憲法違反にはならないという判断をしている。したがって、この観点からの事後通知が憲法上求められているわけでもないといえる。

通知の趣旨としてもう一つ考えられるのは、位置情報が取得されていることを端末の画面上で表示する等の措置によって、位置情報が常時取得されているのではないかと、利用者のプライバシー侵害に対する不安を払拭するということである。この点については、裁判官が検証令状を発付する際に、その必要性を吟味したうえで、例えば、期間や頻度を限定した条件を付すという運用がなされることになるであろうから、不必要な位置情報の常時取得といったことは起こらないものと思われる。

・ガイドライン上のGPSの位置情報の取得については、犯罪捜査のためというだけで議論していたわけではなく、最初は親が子どもの位置を探す場合や、人命救助を目的とした緊急の場合等を想定して議論していたものである。その際、鳴動等をさせることで、位置情報の取得を本人に知らせることが重要という議論があった。今回、警察庁から、取得の回数や日数を制限する運用を考えているという話もあったが、捜査上の必要性のみが重視されすぎるのは好ましくないもので、そうした点についても資料に記載していただきたい。

・現状、鳴動させないという要望に対応できる端末はあるのか。

←現行の端末は、いずれも鳴動等をしないで取得できるということにはなっていないと認識。

←そうすると、端末を新たにそのように変えて対応するということか。

←変更については端末によって対応できる、できないというのがあり、iPhoneに関しては、そもそも第三者測位のような機能が実装されていないが、AndroidやフィーチャーフォンのGPSが搭載されているものについては、捜査関係だけ鳴動させないというような細かいコントロールができるか否かは別にして、GPS位置情報を取得できる機能は端末には入っている。

・位置情報部分について、ガイドラインの改正自体には賛成。ただ、改正に伴って携帯電話事業者には具体的にどのような依頼をする予定か。

←技術面も絡む話でもあるので、ひとまずできる、できないについての話も含めて協議をしていきたいと考えている。位置情報の取得等については費用的な問題も生じると考えられるため、更に議論していかないと詰まらないことは十分承知している。

←・事業者サイドとしては、今回の警察庁からの要望の趣旨は理解しているが、技術面の問題と、どこまでできるのかという話を今後議論する必要があるが、このWGの場合、警察庁や総務省が加わった個別の協議の場がよいのかについては今後検討させていただければと思う。

・運用面について、携帯電話事業者側としては、それなりに新しい対応する場合には負荷が生じることから、事業者側から見ても無理のない妥当なものなのか、という点について相談をさせていただきたい。

・端末の種別によって位置情報の取得ができる、できないがあるが、その点について必ずしもキャリア側ではコントロールでできないものもある。したがって、実際の運用ができるのかという点を、引き続き調整のうえ、無理のない範囲で運用させていただきたい。

←仮にガイドライン改定された後の実施可能性については今後、警察庁や事業者や総務省等で詰めていく必要があるかと思う。

・技術的問題をクリアできた後の運用についても、実際に捜査だけに留まらず、他の目的で、鳴動等せずに運用されるというような危険性も考えられるため、あくまでも運用面は慎重にさせていただきたい。

・位置情報はあまりプライバシー性が低い情報だという趣旨を説明いただいたが、やはりDVの場合や様々な事情がある場合には、位置情報というのはかなりセンシティブな情報だと考えるため、慎重に議論頂きたい。また、監視の運用回数についても、今は負荷が生じるので少ないとのことだが、通信状態が今後どのように変わっていくか分からないので、その点も含めて今後の議論を詰めていただきたい。

イ 事務局から資料1及び資料2について説明があった。

○自由討議

・ガイドラインの改定の26条3項について、「当該位置情報を取得するものとする」と規定されているが、「取得することができる」という趣旨なのか、「取得しなければならない」という趣旨なのか。すなわち、検証令状が発付されていても事業者としては様々な要素を考慮した結果、位置情報取得について協力できないと判断することもできるのか。また、事業者が26条3項に従って位置情報を取得する場合の根拠について、検証令状が出ている場合には、法令の根拠に基づいて正当行為として位置情報を取得するため、それが個人情報取得を正当化する根拠になる、という理解でよいか。

←もともとガイドライン26条の規定は、同ガイドライン第4条第1項の規定を前提としたものであり、第4条の規定には、「電気通信事業者は電気通信サービスを提供するため、必要な場合に限り、個人情報を取得するものとする」という規定があり、基本的には、その場合には、個人情報を取得することができるという規定だと考える。検証許可状の効力ないし検証に必要な処分として、取得することができる、ということになるので、検証許可状が法令行為として取得することの根拠になると考えられる。

・検証令状が発付されて事業者が位置情報を取得した後、検証を警察が行った段階で取得した位置情報を消去するということになるのか。

←明確な定めはないが、正当な取扱いとなるよう必要な措置をとることとなるものと考えられる。

・ガイドライン26条3項の位置情報の取得について、事業者としては、ユーザーに誤って知られたとしても、その責任は問われないということもあわせて必要だと考えられる。

・23条の発信者情報開示請求についての追加部分を削除して頂きたい。刑事訴訟法上の通信履歴の保全制度との対比でいうと、保全期間は60日と法定されており、このような記載をするのであれば、発信者情報開示請求を受けた事業者が保全している条件について丁寧に記載すべきである。刑事訴訟法上の保全要請は受け取った瞬間に、とにかく保全しなければならないとなっているが、発信者情報開示請求の場合は、仮処分とか裁判ならともかく、任意の開示請求があった時に、箸にも棒にもかからないような開示請求があった時に保全していいかという問題もある。

ガイドラインにいろいろ書き込むよりは、プロ責法に関する発信者情報開示ガイドラインがあるので、そちらに整理して記載したほうがよいのではないかな。

←例えば裁判上の請求があった場合や仮処分の申立てがあったような場合について、必ずしも消去することはないのではないかなという考えに基づいて、案を提示した。文言上は、開示請求の手続が開始された場合ということで、ある程度きちんとした手続が開始された場合ということで考えている。

・ただ、いずれにしても、保存し続けることができるという規定であり、保存しなければならないという規定ではない。

←基本的には、事業者側が運用しやすくなるようにあったほうが良いと考え提案したが、規定としてないほうがよければ反論しない。

・ガイドライン23条の通信履歴の保存に関し、接続認証ログがウェブアクセスログに比べて、表現行為やプライバシーへの影響が相対的に低いことに言及しているが、影響の相対的な低さについてではなく、接続認証ログが一定の用途で利用される限り、それらの保存それ自体はプライバシーへの影響が実質的に小さいということについてここで言及しておかなければならない。ただ単にウェブアクセスログの情報と比べると、たいていのものがプライバシーとの関わりは小さくなってきてしまうので、相対的に影響が小さいとの説明だけでは不十分ではないかな。

・現在の報告書案では、裁判官の発付した令状に従うということさえ満たしていれば、位置情報の取得についても、それだけでプライバシーに対する配慮は十分であると読めるような書き方にもなっているが、その部分については言葉を補ったほうがわかりやすいのではないか。

・位置情報を取得した際に鳴動させない機能が端末内にあるいはアプリのような形で装備されると、悪用の懸念も払拭できないため、犯罪者などに悪用されない仕組みも含めて、この問題についてはやはり慎重に検討する必要があるのではないか。

←26条3項は、あくまで捜査令状に基づいて位置情報を取得する場合の規定であり、それ以外の場合は、きちんと区別して行うことが必要と考える。報告書及びガイドラインの解説の書きぶりについては検討のうえ、構成員にお諮りしたい。

ウ 丸橋オブザーバーから資料3について説明があった。

エ 別所オブザーバーから資料4について説明があった。

オ グーグル株式会社から資料5について説明があった。

#### ○自由討議

・グーグルの透明性レポートの中では、請求者や削除請求の対象となったウェブサイトなど請求者を特定できるような情報は含まれていないと考えてよいか。

←そのとおりであり、受け取った削除リクエストの総数と、それに対してどのように対応しているのかについて、個人情報を取り除いた形で、参考となるような事例を公表している。

・今後、ある一定程度のまとまりを持った企業群、もしくはマルチステークホルダーといったプロセスを活用して、何らかの行動規範を作っていくということが重要ではないか。プライバシーの程度に応じて、法律に最終的に委ねるということかもしれないが、各国での基準の違いもあり、国、もしくは国際的な企業群による行動規範を作成していく必要があるのではないか。

・犯罪報道に関する送信防止措置依頼のところで、資料3の9ページ目に、逮捕からそれほど期間が経過してないことから、削除は行わないこととしたとあるが、これは執行猶予期間中などは特に考慮せず、逮捕時からの時間のみを基準にして判断しているのか。それとも事例に応じて個別に判断しているのか。

←そこが悩みどころであり、執行猶予期間が終わってから数えるのがよいと思うが、それを確認できるかどうかという話もある。犯罪報道の記事について、現実には最初の報道から3年しか確実に取れるタイムスケールがない。

・資料3の5ページの、「ADRで紛争処理を行うことを要求」という点について、これは特定のADRを想定しているのか。

←特定のADRがあることを念頭に規定したものではない。電子商取引には紛争解決に適した場所があるが、特に今日の議題であるプライバシーや名誉毀損についてのADRは

現在ないため、それが設置できれば望ましいという意図である。

・グローバルな企業の場合には、削除対応等、国によっていろいろ法的なものが違うと考えられるが、国によって対応は違うのか。

←基本的には、各国法に応じた削除を行っており、例えば日本の裁判所からコンテンツを削除するよう命令が出た場合はその命令に従っている。例えば、世界では違法と合意がとれていないものが、日本では違法なものとして規制されている場合、日本のプラットフォームにおいては、コンテンツの規制を行っている。

(以上)